

かくて百名近くの隊員は之を尼ヶ崎汽船下關支店前の水脚に配属し停船中の警戒監視に當らしめた、亦會社側に於ても大阪方面より數十名の應援隊が二十三日夕方下關に到着したのである。

而して會社側にては新運丸を二十三日中に出港せしむべく強硬なる態度を以て脅役に着手すると共に疎通隊員並に警備員として十數名を兩船に乘込めしめたので、組合側は新警備員に非らざる者の下船を要求し、茲に双方小競合をなし且つ夫々懸掛圖が岸壁に貼めかけて形勢不穩をりし爲警隊中の下關水上警察署は双方へ交渉の上同船員の本にて一先づ離岸せしめたが岸壁沖合僅かにして直ちに停船せり。且つ水上署にては夜十二時以後岸壁に双方共出でることを命じて僅かに事無きを待た。

而して會社側にては他迄強硬なる態度に出で争訟隊員の雇止

めをなすと共に新に船員の雇入を行はんとして之を下關海事部に申請するところありしも、海事部に於ては事案の紛糾を兼顧し右に對する許可並に公証を供與した爲は會社側は出帆命令を取止め形勢益々鎮の外をかつたので勞資兩方相對峙し觀念の貌となつた。

茲に於て下關水上警察署は同日午後七時同着橋上に交々勞資双方の代表を招致し夜間警戒の困難なる關係上

停船中の船内には乗組員以外何者も乗船せしめざること、ランチを以て停船期間の巡航示威をなすを止めランチ、ボートは全部會社支店前より撤退すること、巡航並に入港後に對する停船指令の際は岸以て退出すること、停船中に互り投物を表したので、組合側は直ちに岸壁附近集合の組合員を本部に引寄せしめ、會社側も應援隊の外出を禁じた爲漸やく平穩に過すことが出来たのである。